紫電改展示館リニューアルオープンイベント実施計画作成業務
企画提案募集実施要領

この要領は、「紫電改展示館リニューアルオープンイベント実施計画作成業務」を委託するにあたり、優れた企画力や遂行力をもつ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第１　委託業務の概要

１　業務名

紫電改展示館リニューアルオープンイベント実施計画作成業務

２　業務内容

別添仕様書のとおり

３　履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

４　提案限度額

2,785,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度額を超える提案は、無効とする。

第２　参加者の資格に関する要件

本業務の企画提案の参加者は、次の要件をすべて満たす者とする。

１　単独で参加しようとする者

(1)　愛媛県知事の審査を受け、令和８・９・10 年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録済み又は企画提案書の提出までに登録が予定されていること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(3)　企画提案書等の受付期間中において、愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(4)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き申し立てがなされていないこと。

(5)　宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

２　共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とすること。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

また、代表者及び構成員は、上記１の要件を全て満たしていること。

第３　実施スケジュール

内　容	期　間	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	11 月 16 日(月)		
参加申込書の提出期限	11 月 25 日(水)	様式1、2、3	メール、郵送又は持参
質問書の提出期限	11 月 25 日(水)	様式４	メールのみ
企画提案書の提出期限	12 月 11 日(金)	指定様式1、2	郵送又は持参
審査結果の通知	12 月 18 日(金) ※予定		

第４　募集手続

プロポーザルへの参加を希望する場合は、必要書類等を上記第３の期間までに提出すること。

１　提出先

(1)　郵送又は持参の場合

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

（持参の場合：愛媛県庁第一別館６階）

(2)　メールの場合

指定する件名にしたうえで、次のメールアドレスに提出すること。

E-mail：toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

２　参加申込書の提出

プロポーザルへ応募する者は、次の書類を提出すること。

メールで提出する場合の件名は、「【参加申込書】紫電改展示館リニューアルオープンイベント実施計画作成業務（事業者名)」とすること。

① 参加申込書兼参加資格申告書（様式１）

② 会社概要書（様式２）

③ 委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式３）

※③は、委託業務共同企業体として参加する場合に提出すること。

ただし、協定書は契約締結時に提出して差支えない。

３　質問の受付及び回答

(1)　受付方法

質問書（様式４）をメールで提出すること。

件名は、「【質問書】紫電改展示館リニューアルオープンイベント実施計画作成業務（事業者名)」とすること。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

(2)　回答方法

参加申込書の提出があった全ての者に電子メールで通知する。

ただし、内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

４　企画提案書の提出

仕様書及び別添「企画提案書作成要領」を熟読の上作成し、持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。必着）すること。

提出は、紙媒体で正本１部、副本５部とし、正本の表紙及び見積書には代表者印を押印すること。

５　参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

第５　委託候補者の選定及び評価方法

１　プロポーザル審査会の実施方法等

県が設置する審査会の委員が書面による審査を行う。

(1)　企画提案の評価

ア　企画提案書、見積金額の内容について、別紙「企画提案審査基準」に基づき採点し、新増沢方式により審査順位を決定し、委託候補者を選定する。

イ　応募者が１者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の６割以上である場合に委託候補者として選定する。６割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

２　失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1)　提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。

(2)　審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。

(3)　その他この書面に示された条件に適合しなかった場合。

３　その他留意事項

(1)　提出書類等は返却しない。

(2)　提出書類の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(3)　提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

(4)　提出日以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。ただし、必要に応じて県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、追加資料の提出を求める場合がある。

第６　契約の締結

１　契約締結の協議

プロポーザル審査会により選定された委託候補者と契約締結の協議を行う。

２　協議内容

提出された企画提案書を基に協議を行う。協議では、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

なお、協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、次点の者と協議する。

３　契約締結

協議が整った場合は、仕様書の内容を確定し、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(1)　契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

(2)　電子契約を希望する場合は、県が定める提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

４　契約保証金

契約金額の 10 分の１以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、愛媛県会計規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

第７　問合せ先

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係（担当:吉村、池田）
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
Tel：089-912-2745（直通）
E-mail：toshiseibi@pref.ehime.lg.jp